

エバラ焼肉のたれ容器事件

エバラ食品の焼肉のたれの容器に付された菱形形状の位置商標が、商標法3条2項に該当しないとして登録が認められなかった事例

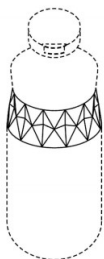
知財高裁令二（行ケ）一〇〇七六、エバラ焼肉のたれ容器事件、令二・一二・一五判決

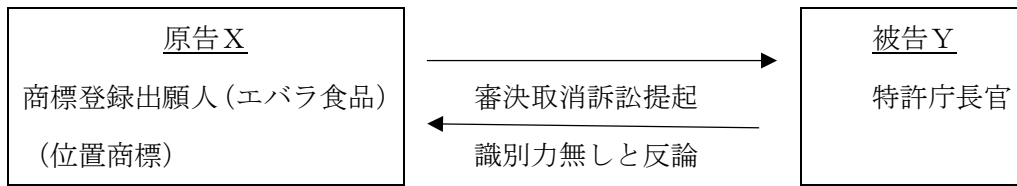
参照条文 商標法三条二項

事案の概要

原告Xは、指定商品を第30類「調味料」（後に「焼肉のたれ」と補正）とし、「商標の詳細な説明」に「商標登録を受けようとする商標は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、商品を封入した容器の胴部中央よりやや上から首部にかけて配された立体的形状からなる。前記立体的形状は容器周縁に連続して配された縦長の菱形形状であり、各々の菱形形状は中央に向かって窪んでいる。」と記載して位置商標の出願をした（商願2015-10633号。本願）。Xは、平成29年4月10日付けで拒絶査定を受けたため、平成29年7月18日付拒絶査定不服審判を請求したものの、被告Y（特許庁）は、上記請求を不服2017-10633号事件として審理し、令和2年3月30日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（本件審決）をした。そこでXが本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

（本願商標・位置商標）





判決の要旨〔棄却〕

(3) 3条1項3号該当性

本願商標は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、商品を封入した容器の胴部中央よりやや上から首部にかけて配された立体的形状からなり、その立体的形状は容器周縁に連続して配された縦長の菱形形状であり、各々の菱形形状は中央に向かって窪んでいるものである。前記(2)エのとおり、包装容器の表面に付された連続する縦長の菱形の立体的形状は、焼き肉のたれの包装容器について、機能や美観に資するものとして、取引上普通に採択、使用されている立体的な装飾の一つであり、その位置は、包装容器の上部又は下部が一般的である上に、その形状に、格別に斬新な特徴があるとまではいえないことからすると、本願商標を構成する立体的形状及びそれを付す位置は、需要者及び取引者において、商品の機能又は美観上の理由により採用されたものと予測し得る範囲のものであると認められる。(略)

2 3条2項に規定する要件の具備に関する判断の誤り

(略) 本願商標使用商品についてみても、その態様は前記(2)アのとおりであり、それによれば、本願商標使用商品は、ラベルに記載された「エバラ」や「黄金の味」の標章が需要者に強い印象を与え、需要者は、出所識別標識として、ラベルの「エバラ」や「黄金の味」の標章部分に着目するものと認められる。このように、ラベルに記載された標章や文字が需要者に強い印象を与え、出所識別機能を果たしており、他方、本願商標が、焼き肉のたれの包装容器について機能や美観に資するものとして取引上普通に採択、使用されている立体的な装飾の一つである連続する縦長の菱形の立体的形状からなり(前記1(2)エ)、ラベルに近接した位置に配置され(前記(2)ア)、ラベルが強い印象を与える反面でラベル以外の出所を表示する標識としては認識されにくい状況にあることからすると、本願商標使用商品において、本願商標を構成する立体的形状が出所を識

別させる標識として認識されるとは認められない。

解 説

判決は、焼肉のたれの包装容器の上部又は下部の表面に、連続する縦長の菱形形状を付することは取引上普通に採択、使用されている上に、本願商標の立体形状が格別に斬新な特徴があるとまではいえないことからすると、本願商標を構成する立体的形状及びそれを付す位置は、需要者及び取引者において、商品の機能又は美観上の理由により採用されたものと予測し得る範囲のものであると認められ、その範囲を超えた形状であるとは認められないとして、本願商標は、商品の包装の形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるとし、さらに、ラベルに記載された標章や文字が需要者に強い印象を与え、出所識別機能を果たしており、ラベルが強い印象を与える反面で立体形状はラベル以外の出所を表示する標識としては認識されにくい状況にあるとして、本願商標を構成する立体的形状が出所を識別させる標識として認識されるとは認められないとしました。

本願商標 本願商標を使用した商品

